

## ごみ分別辞典サイト「ごみサク」広告掲載ガイドライン

制定日：2020年2月18日

株式会社G-Place

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、株式会社G-Place（以下当社）が運営するごみ分別辞典サイト「ごみサク」（以下本サイト）における広告掲載の適否を判断する基準として、必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

### (基本的な考え方)

第2条 本サイトに掲載する広告は、サイトの特性上からごみのリユース、またはごみ処理に関連するモノ・サービスに限定する。

### (掲載が可能な事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者であること。但し、営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。対象によっては、証明する書類などの提出が可能なこと。

- (1) フリーマーケットに関連するサービス・イベント事業者、または情報を提供しているメディア
- (2) 買取・リユースショップ、リユースに関連するオンラインサービス提供事業者
- (3) 不用品回収事業者（広告掲載を希望している市町村の一般廃棄物処理の許可を得ている事業者に限る）
- (4) 上記以外であっても、ごみのリユース、またはごみ処理に関連するモノ・サービスを提供している場合に限り、本ガイドラインに定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

### (規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）
- (4) 商品先物取引の業種
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中の事業者
- (7) 本市の市税を滞納している事業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定す

る暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者

(9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者  
(掲載を承認しない広告)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 法令及び市町村の条例・規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

エ 選挙、政党・政治団体等又は政治活動に関連するもの

オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

キ 国内世論が大きく分かれているもの

ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告

ケ 広告媒体の紙面、画面構成等を著しく損なうおそれがあると認められるもの

コ 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの

サ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

シ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

セ 占い、運勢判断に関するもの

ソ 私的な秘密事項の調査に関するもの

タ ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関するもの

チ デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当する

もの

ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの

ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの

エ ギャンブルを肯定するもの

オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの

(リンク先に関する基準)

第6条 広告だけではなく、当該広告のリンク先である広告主のWEBページの内容についても確認し、本ガイドライン及び広告サービス利用規約に定める広告に関する規定に著しく反している場合には、広告を掲載しない。

(広告内容、表示等の基準)

第7条 広告の具体的な表示内容等については、掲載の都度、別表の各項目について検討し判断することとする。

(規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の広告)

第8条 本ガイドライン第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関するもの以外の内容の広告は、本ガイドラインに定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

別表（第4条関係）

業種、商法、商品	表示内容等の制限
通信販売業	特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から第11条の規定に反しないこと。
寄付・募金等	1 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 2 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
<p>その他、表示内容について注意を要すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等</li> <li>2 比較広告の場合、主張する内容が客観的に実証されていること。 (根拠となる資料が必要)</li> <li>3 無料で参加・体験できるもの 一部負担がある場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担です。」、「入会金が別途必要です。」等</li> <li>4 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。法令等により許認可を受けなければならない事業者については、認可番号又は登録番号を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</li> <li>5 肖像権・著作権無断使用がないか確認する。</li> </ol>	